

神戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分取消請求事件

国側当事者・国(灘税務署長)

平成22年9月14日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同法定代理人成年後見人	乙
同訴訟代理人弁護士	国枝 俊宏
同	滝下 加代子
同	中島 崇行
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	灘税務署長
	岩元 亙
被告指定代理人	網田 圭亮
同	杉浦 弘浩
同	別府 直樹
同	田井地 かすみ
同	田中 庸喜
同	歌橋 一美

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

灘税務署長が、平成16年5月30日に死亡した被相続人丙に係る相続税について、平成19年10月12日付けで原告に対してした更正処分のうち納付すべき税額について20億4590万3400円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を、いずれも取り消す。

第2 事案の概要

1 紛争の要旨

本件は、妹である被相続人丙(以下「本件被相続人」という)の財産を相続により承継した原告が、相続財産の大部分を占める本件被相続人が経営していた会社に対する貸付金債権について、その会社が破綻状態にあったなどとして、その時価を額面額よりも相当程度低い価額と評価した上で相続税の申告をしたところ、税務署長が上記貸付金債権の時価は額面額であると判断して相続税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をしたため、原告が、更正処分のうち申告にお

ける納付すべき税額を超える部分と過少申告加算税の賦課決定処分取消しを求めた事案である。

2 前提事実等（証拠等の掲記がない項は、当事者間に争いがないか、当裁判所に顕著である。）

(1) 関係法令の定め

ア 相続税法の定め

相続税法は、相続等により財産を取得した個人で当該財産を取得した時において同法の施行地に住所を有する者は、相続税を納める義務があるとし（相続税法1条の3第1号）、この場合においては、その者が当該相続等により取得した財産の全部に対し相続税が課され（同法2条1項）、当該相続等により取得した財産の価額の合計額をもって相続税の課税価格とし（同法11条の2第1項）、相続税額は、相続税の課税価格に相当する金額の合計額から基礎控除を控除した金額を取得金額につき対応する税率を乗じて算出するものとし、兄弟姉妹が相続する場合には、先の税率を乗じて算出した金額に100分の20を加算した金額とする（同法16条、18条）。

そして、相続又は遺贈により取得した財産の価額については、同法第3章（22条から26条の2まで）に特別の定めのあるものを除くほか、「当該財産の取得の時における時価」によると規定している（同法22条）が、貸付金債権の評価方法についての特別の定めは同法第3章の中にはない。

イ 財産評価基本通達の定め

財産評価基本通達（以下「評価通達」という。ただし、平成16年6月4日付け課評2-7ほかによる改正前のもの）は、評価通達1において、評価の原則を定めた上で、評価通達204及び同205において、貸付金債権等の評価について定めている。その規定内容は以下のとおりである。（乙1）

(ア) 評価通達1（評価の原則）

財産の評価については、次による。

① 評価単位

財産の価額は、第2章以下に定める評価単位ごとに評価する。

② 時価の意義

財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期（相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日又は地価税法2条4号に規定する課税時期をいう。以下同じ。）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。

③ 財産の評価

財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。

(イ) 評価通達204（貸付債権の評価）

貸付金、売掛金、未収入金、預貯金以外の預け金、仮払金、その他これらに類するもの（以下「貸付金債権等」という。）の価額は、次に掲げる元本の価額と利息の価額との合計額によって評価する。

- ① 貸付金債権等の元本の価額は、その返済されるべき金額
- ② 貸付金債権等に係る利息（208（未収法定果実の評価）に定める貸付金等の利子を除く。）の価額は、課税時期現在の既経過利息として支払を受けるべき金額

(ウ) 評価通達205（貸付金債権等の元本価額の範囲）

前項の定めにより貸付金債権等の評価を行う場合において、その債権金額の全部又は一部が、課税時期において次に掲げる金額に該当するときその他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、それらの金額は元本の価額に算入しない。

- ① 債務者について次に掲げる事実が発生している場合におけるその債務者に対して有する貸付金債権等の金額（その金額のうち、質権及び抵当権によって担保されている部分の金額を除く。）
 - a 手形交換所（これに準ずる機関を含む。）において取引の停止処分を受けたとき
 - b 会社更生手続の開始の決定があったとき
 - c 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があったとき
 - d 会社の整理開始命令があったとき
 - e 特別清算の開始命令があったとき
 - f 破産の宣告があったとき
 - g 業況不振のため又はその営む事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し又は6か月以上休業しているとき
- ② 再生計画認可の決定、整理計画の決定、更生計画の決定又は法律の定める整理手続によらないいわゆる債権者集会の協議により、債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等の決定があった場合において、これらの決定のあった日現在におけるその債務者に対して有する債権のうち、その決定により切り捨てられる部分の債権の金額及び次に掲げる金額
 - a 弁済までの据置期間が決定後5年を超える場合におけるその債権の金額
 - b 年賦償還等の決定により割賦弁済されることとなった債権の金額のうち、課税時期後5年を経過した日後に弁済されることとなる部分の金額
- ③ 当事者間の契約により債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等が行われた場合において、それが金融機関のあっせんに基づくものであるなど真正に成立したものと認めるものであるときにおけるその債権の金額のうち②に掲げる金額に準ずる金額

ウ 国税通則法の定め

国税通則法65条1項は、期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき35条2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課するとし、その計算については同条項及び同条2項において規定している。

(2) 本件の経緯

ア 相続関係

原告は、本件被相続人の姉であり、別表1のとおり、その唯一の相続人である。

本件被相続人は、平成16年5月30日に死亡し、相続が開始した（以下、この相続を「本件相続」といい、開始した時点を「本件相続開始時」という。）。

イ 本件被相続人の関連会社

本件被相続人は、本件相続開始時において、いずれも不動産賃貸等の事業を営む会社であるA株式会社（以下「A」という。）の100パーセントの株式及び有限会社B（以下「B」といい、「A」と併せて、「本件各法人」という。）の100パーセントの出資口数を有し、それぞれの代表者であった。

本件被相続人は、本件各法人の他にC有限会社（以下「C有限」という。）に25パーセント出資し（残り75パーセントはBが出資した。）、同社の代表者であり、同社に9億9965万2403円を貸し付けていた。

ウ 本件被相続人が本件各法人に対して有していた貸付金債権

本件被相続人は、本件相続開始時において、本件各法人に対して貸付金債権を有していた（以下、Aに対する貸付金債権を「本件貸付金1」と、Bに対する貸付金債権を「本件貸付金2」といい、これらを併せて「本件各貸付金」という。）。

本件相続開始時において、Aの総勘定元帳の長期借入金勘定には、本件貸付金1として20億4824万1917円が計上されていた。しかし、本件貸付金1の上記計上金額には本件被相続人の家事使用人への給与支払額842万円が含まれており、それを控除した本件貸付金1の評価額（評価通達204の「返済されるべき金額」）は、20億3982万1917円である。

Bの総勘定元帳の長期借入金勘定には本件貸付金2として8億5070万2483円が計上されていた。

なお、本件各法人が借入債務を負っていたのは本件被相続人に対してのみであり、本件各貸付金は、いずれも弁済期の定めがなく、利息の支払の定めがないものであった。（弁論の全趣旨）

エ 原告による相続税の申告

原告は、平成17年3月30日付けで、本件相続に関して、課税価格を35億6383万9000円、納付すべき税額を20億4590万3400円とする相続税の申告書を灘税務署長に提出した（以下「本件申告」という。）。

オ 更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分

灘税務署長は、本件申告についての調査に着手し、その結果、原告が相続によって取得した財産のうち、本件各貸付金についての原告の申告額が過少であるとの判断にいたり、平成19年10月12日、本件相続に関して、原告に対し、課税価格を48億5978万7000円、納付すべき税額を28億2347万2200円とする相続税の更正処分（以下「本件更正処分」という。）を行い、さらに7775万6000円の過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件加算税賦課決定処分」といい、「本件更正処分」と併せて「本件更正処分等」という。）を行った。

カ 異議申立て

原告は、平成19年12月7日、灘税務署長に対し、本件更正処分等につき異議申立てをした。

灘税務署長は、平成20年3月6日、上記異議申立てを棄却する旨の異議決定をした。

キ 審査請求

原告は、平成20年4月1日、国税不服審判所長に対し、本件更正処分等の取消しを求め

る旨の審査請求をした。

国税不服審判所長は、平成21年3月16日、上記審査請求を棄却する旨の裁決をした。

ク 本件訴えの提起

原告は、平成21年4月8日に本件訴えを提起した。

(3) 相続財産に関するその他の事実

ア 本件各法人の計算書類上の営業状況

本件相続開始時を含む事業年度及び過去3期の各事業年度における本件各法人の営業状況等は、損益計算書及び貸借対照表からすると、別表2-1、2-2、3-1、3-2のとおりであり、その概略は以下のとおりである。

(ア) A

Aの平成13年2月1日から平成16年12月31日までの期間の各事業年度（以下、事業年度の表記については、平成13年2月1日から平成14年1月31日までの事業年度を「平成14年1月期」というように、当該事業年度の最終月を用いて表記する。）の損益計算書の記載からすると、各事業年度において、每期1億円前後の経常利益が計上されている。

なお、平成16年1月期のみ、特別損失の計上により、当期純損失が発生したが、その主な理由は、Aが所有していた土地の売却によるものである。

また、上記各事業年度の貸借対照表の記載からすると、平成16年1月期及び同年12月期については、いずれも債務超過となっているが、平成16年12月期の債務超過額は16万3062円にすぎず、これは同年1月期の債務超過額に比してそれほど多額ではない。

(イ) B

Bの、平成12年10月1日から平成16年9月30日までの期間の各事業年度の損益計算書の記載からすると、平成14年9月期、平成15年9月期、平成16年9月期の各事業年度において、每期4000万円を超える経常利益が計上されている。

なお、平成13年9月期のみ、経常損失の計上により、当期純損失が発生したが、その主な理由は、Bが保有していた建物の除却損によるものである。

また、上記各事業年度の貸借対照表からすると、平成13年9月及び平成14年9月期について、いずれも債務超過となっているが、平成15年9月期以降は、資産超過に転じている。

イ 本件各法人の解散及び清算終了

本件各法人は、本件相続開始時の後、平成16年12月31日の総会決議によりいずれも解散し、平成17年3月10日付で清算終了し、同月16日にその旨の登記をしている。清算終了時において、Aが9億5297万6582円、Bが4億2962万8721円といずれも債務超過であった。（甲11、12）

本件各法人は、清算に際し、C有限に所有不動産の一部を売却し、同社は、平成17年4月に設立された株式会社D（以下「D」という。）にこれを売却した。Dは、この不動産を担保として提供し、C有限や原告からも担保を提供してもらって、E銀行からこの不動産購入資金を借り入れたが、その融資額は16億円であった。（甲13の1・2、乙10の1～3）

3 争点

本件の争点は、本件更正処分等の適法性であるが、具体的には、本件各貸付金の相続税の課税における評価額が争われている。

なお、本件各貸付金を評価通達によって評価すべきことについては当事者間に争いがなく、双方の主張が対立しているのは、本件各貸付金について、評価通達205の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に該当するか否かである。

4 争点についての当事者の主張

【被告】

(1) 評価通達205の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に該当するか否か

本件各貸付金について、評価通達205の①のaからgの事由に準じる事情は認められない。

ア Aの経営状況からみた本件貸付金1の回収可能性

Aの本件相続開始時より前約3年間の経営状態については、每期相当額の経常利益を計上しており、平成16年1月期には、多額の特別損失により、当期純損失が発生しているものの、その理由は所有していた土地を売却したという一時的なもので、現に、翌平成16年12月期には当期純利益を得ている。貸借対照表上は、平成16年1月期及び同年12月期について、債務超過であることが認められるが、これらも、平成16年1月期の多額の特別損失に起因する一時的なものといえ、実際に、翌平成16年12月期には、債務超過はほぼ解消されている。

これらの状況からすれば、本件貸付金1について、本件相続開始時において、評価通達205の定めるその他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれる状況にあったとはおよそ認められない。

イ Bの経営状況からみた本件貸付金2の回収可能性

Bの本件相続開始時より前約3年間の経営状態については、平成14年9月期、平成15年9月期、平成16年9月期に相当の額の経常利益を計上しており、平成13年9月期には、多額の営業外費用により経常損失が発生しているが、その理由は保有していた建物の除却損という一時的なものであり、現に翌平成14年9月期には、経常利益を得ている。貸借対照表上は、平成13年9月期及び平成14年9月期について、債務超過であることが認められるが、これらも平成13年9月期の多額の営業外費用に起因する一時的なものであり、実際に、翌平成15年9月期には、債務超過は解消され、資産超過に転じている。

これらの状況からすれば、本件貸付金2について、本件相続開始時において、評価通達205の定めるその他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれる状況にあったとはおよそ認められない。

(2) 本件各法人と本件被相続人とは、法的人格を異にし、それぞれ独立した経済活動を営んできたことは明らかである。本件被相続人が本件各法人に100%出資してこれらを経営し、本件各貸付金について、契約書がなく返済期限や利息が定められていないとしても、前者についていわゆる1人会社において出資者が経営することも認められているし、後者についていわゆる代表者貸付の故であり、経済的完全一体関係とみることはできない。

【原告】

(1) 評価通達205の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に

該当するか否か

以下の事情を考慮すると、本件各法人は、本件相続開始時において、それぞれ純資産額よりも本件被相続人からの借入金（本件各貸付金）が大幅に上回る破綻状態であったというべきである。

したがって、本件各貸付金については、本件相続開始時において、評価通達205の定めるその他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれる状況にあったと認めるべきである。

ア 本件各法人の貸借対照表上は資産超過となっているが、これは保有する不動産についての大幅な含み損を計上していないからであって、実質的には大幅な債務超過状態であった。

イ 本件各法人の損益計算書上、経常利益が計上されているのは、本件被相続人からの多額の借入れについて利息の定めがなく、利息の支払が計上されていないからである。

ウ 本件各貸付金についての返済可能性を固定金利年4パーセントでシミュレーションしてみると、本件各法人とも、返済に50年以上を要することが明らかとなった。また、さらにそのシミュレーションを無利息に修正したところ30年を要することが明らかになった。

(2) 本件各貸付金の評価額

本件各法人は、本件被相続人と完全な経済的一体関係の会社であった。

それを前提とすると、被相続人と本件各法人を一体としてみて課税価格を決定すべきであり、本件各法人の積極財産だけを評価の対象とすべきである。

本件各法人は、本件相続開始後に解散し、既に清算を結了しているが、本件各貸付金の評価額は、それまでの間に原告が、本件各法人から本件各貸付金の一部を回収することができた金額と各法人に係る経費の立て替えを行った金額を控除した残額とすべきであり、その金額は、次のとおりである。

本件貸付金1 11億0056万8003円

本件貸付金2 4億9187万7537円

第3 争点に対する判断

1 本件各貸付金の評価額

(1) 評価通達205の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」の意義

相続税法22条は、相続税の課税価格となる相続財産の評価額は、特別に定める場合を除き、当該財産の取得時における時価によるべき旨を規定しているところ、時価とは課税時期（相続の場合は、相続開始時）における当該財産の客観的な交換価値をいい、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間において自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる評価額をいうものと解するのが相当である（評価通達1参照）。

そして、評価通達の内容が相続税法22条の規定に照らして合理的なものである限り、それによって課税することは法の予定するところであり、評価通達に則った課税がすべての納税者に対して行われることによって租税負担の実質的公平をも実現することができる。

評価通達205の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」とは、評価通達205の①から③の事由と同視できる程度に債務者の営業状況等が客観的に破綻していることが明白であって、債権の回収の見込みのないことが客観的に確実であるといえるべきである。

(2) 本件各貸付金について、評価通達205の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に該当するか否か

第2の2の(3)のアで述べた本件各法人の計算書類上の営業状況を前提とすると、本件各法人は、本件相続開始時より前の約3年間において、一時、損失を計上した時期もあるが、おおむね多額の経常利益を計上しており、また、一時、債務超過になった時期もあるが、おおむね資産超過の状態であり、本件相続開始時において、本件各法人の営業状態が、評価通達205の①から③の事由と同視できる程度に客観的に破綻していることが明白であって、本件各貸付金の回収の見込みのないことが客観的に確実であるとは認められない。

なお、前記のとおり、本件各法人は、本件相続開始時より後に解散し、清算終了時において債務超過になっているが、債権の回収可能性はそもそも将来にわたる継続的な回収の可能性も考慮されなければならないし、会社の営業は、動的要素が大きいので、ある時点において債務超過であるといっても、そのことのみで本件相続開始時において本件各貸付金の回収可能性がないことが客観的に確実であるということとはできない。特に、本件各法人は、不動産賃貸業を営むものであり、賃貸の継続について格別の知識・能力を要することがなく、存続してその営業利益によって返済していくことも可能であったのに、経営上の判断により解散したものとみられるから、この解散やその時点での債務超過をもって、評価通達205の①から③の事由と同視できる程度に本件各法人の営業状態が客観的に破綻していることが明白であるということとはできない。なお、原告は、原告が相続税の支払のため本件各法人に対して本件各貸付金の返済を求めても、本件各法人において返済できなかったため、本件各法人の資産をすべて売却して貸付金の返済に充てた上で解散したと指摘するが、仮に本件各法人の解散の経緯が原告主張のとおりであったとしても、上記と同様、解散時において返済ができないことをもって本件各貸付金の回収可能性がないということとはできない。

したがって、本件各貸付金について、評価通達205の「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に該当する状態にあることを前提とした評価をするべきものではなく、本件各貸付金は、その額面どおり評価すべきものと認められる。

(3) 以上を前提とすると、本件各貸付金の評価額（評価通達204の「返済されるべき金額」）は、次のとおりである。

本件貸付金1 20億3982万1917円

本件貸付金2 8億5070万2483円

2 原告の主張について

(1) 不動産の含み損の主張について

原告は、本件各法人が貸借対照表上資産超過の状態にあるように見えるのは、不動産の含み損が計上されていないからであると主張する。

たしかに、不動産の含み損が計上されていれば、本件各法人について、貸借対照表上債務超過となる可能性は否定できない。

しかしながら、会社の営業は、動的要素が大きいので、ある時点において債務超過であるといっても、そのことのみで直ちに会社が倒産するか、当該会社に対する債権の回収可能性がないということとはできない。

特に、本件各法人は、いずれも本件被相続人が100パーセント出資者の立場にある会社であり、本件被相続人以外に金融機関などの外部機関からの借入れも見当たらないこと、本件被

相続人が債務の履行を求めていたことを明らかにする証拠がないことからすれば、倒産に至る危険性は特に見当たらない。

本件相続開始時において、本件各法人の土地建物に含み損があったとしても、本件各法人は、継続的に利益を計上している上、存続困難であったと認める具体的事情も見当たらないことからすると、本件各貸付金について回収可能性がないとはいえず、回収可能性があることを前提として評価すべきものである。

(2) 利息支払の計上の主張について

原告は、本件各貸付金についての利息支払が本件各法人の損益計算書に計上されていないので利益を上げているように見えるが、利息を計上することを考慮すれば、本件各法人は破綻状態にあったと主張する。

しかし、本件各貸付金について、実際に利息は支払われておらず、利息の支払が約定されていた事実も認められない。

したがって、本件各法人の経営状態を評価する際に本件各貸付金についての利息の支払を考慮する必要はなく、この原告の主張は失当である。

(3) 返済期間のシミュレーションの主張について

ア 50年以上のシミュレーション

原告は、本件各貸付金についての返済可能性をシミュレーションしてみると、本件各法人のいずれも、本件各貸付金の返済に50年以上を要することが明らかとなったとして、それを考慮すれば、本件各法人は破綻状態にあったと主張する。

原告の主張するシミュレーション（甲7）は、役員報酬の金額を、現在活動している本件被相続人の関連法人であるDとC有限が現在支給している役員報酬額の合計金額である5160万円を基礎として算出している（甲7、乙5、6）。しかし、本件各法人の本件相続開始時を含む事業年度及びそれ以前の3期の各事業年度における本件各法人の役員報酬の支配金額は最も多かったときでも、Aについては1440万円であり（乙7の1～4）、Bについては360万円であって（乙8の1～4）、それらを合計しても1800万円にしからず、原告のシミュレーションの前提とする役員報酬の金額は過大であって相当ではない。

また、原告の主張するシミュレーションは、管理費の金額を、やはりDとC有限が負担している管理費の合計金額である2470万円を基礎として算出している（甲7、乙5、6）。しかし、本件各法人の本件相続開始時を含む事業年度及びそれ以前の3期の各事業年度における本件各法人の管理費の計上金額は最も多かったときでも、Aについては240万円であり（乙7の1～4）、Bについては314万5066円であって（乙8の1～4）、それらを合計しても554万5066円にしからず、原告のシミュレーションの前提とする管理費の金額は過大であって相当ではない。

原告の主張するシミュレーションは、本件各貸付金について固定金利として4パーセントの利息の支払を前提としている（甲7）が、前記のとおり、本件各貸付金について利息の支払を前提とすることは相当ではない。

これらに照らすと、原告のこの点に関する主張は、その前提が相当なものとは認められず、本件各貸付金の返済に50年以上を要するという前提とする主張を認めることはできない。

イ 返済期間30年間のシミュレーション

原告は、返済期間50年以上のシミュレーションを修正した結果、30年の返済期間が必要であることが判明したと主張する。

しかし、原告が主張するシミュレーション（甲10）は、前提とする管理費の金額が修正されていないので上記同様の問題があり、役員報酬については、減額修正してはいるものの修正後の金額は合計約2400万円であって、依然として、本件各法人の本件相続開始時を含む事業年度及びそれ以前の3期の各事業年度における本件各法人の役員報酬の支配金額の最も多かったときの金額の合計額である1800万円に比して過大である。さらに上記50年以上のシミュレーション（甲7）では計上されていなかった修繕費や建設協力金の返済額が計上されているが、これらを計上することの合理性については明らかではなく、やはり、その前提が相当なものとは認められず、それを前提とする主張を認めることはできない。

(4) 本件被相続人と本件各法人との経済的一体性の主張について

原告は、本件被相続人と本件各法人とが完全に経済的に一体であるので、本件各貸付金の財産的価値を評価する上で、被相続人と本件各法人を一体としてみて課税価格を決定すべきであり、本件各法人の積極財産だけを評価の対象とするべきであると主張する。

しかし、本件被相続人はAの100パーセント株主及びBの100パーセントの出資口数を有する者であるが、そのことのゆえに本件被相続人と本件各法人が完全に経済的に一体であるとはいえないことは明らかである。

本件各法人は、それぞれ独立した法主体であり、前記のとおり、相当程度の利益を出しながら経営されていたものであって、被相続人の相続税にかかる評価において、本件各法人を被相続人と一体的に評価すべき理由はなく、原告の主張は失当である。

3 本件更正処分及び本件加算税賦課決定処分の適法性

(1) 本件更正処分の適法性

ア 相続財産の価額

本件各貸付金の評価額についての前記判断を前提とし、その他の相続財産については甲1によって認められる金額を前提とすると、本件相続にかかる相続財産の合計額は、別表4のとおり、49億0561万4170円であると認められる。

イ 原告が相続により取得した相続財産の価額

原告は、本件被相続人の唯一の相続人であり、上記相続財産のすべてを相続により取得したものであり、その金額は49億0561万4170円であると認められる。

ウ 原告の相続税額

原告が相続により取得した相続財産の価額から、債務及び葬式費用の金額を控除し、国税通則法118条1項に従って1000円未満の端数を切り捨てて課税価格を算出すると、別表4のとおり48億5978万7000円となり（なお、同別表⑦のその他の財産の合計額である38億8938万9652円は、本件各貸付金にC有限会社への貸付金、未収入金の所得税と年金及び電話加入権を加え、本件被相続人が負担すべきであった家事使用人への給与支払額213万円を差し引いた金額である。）、その課税価額からいわゆる相続税の基礎控除額を控除し、税率を乗じるなど法律に則った処理をして、原告の相続税額を算出すると、別表4のとおり、28億2347万2200円となる。

エ 本件更正処分は、原告の納付すべき相続税額を上記同額の28億2347万2200円とするものであるから、適法な処分である。

(2) 本件加算税賦課決定処分の適法性

原告の納付すべき相続税額が、上記のとおり、28億2347万2200円であること、及び原告の本件申告における納税すべき税額の申告額が、第2の2(2)エのとおり、20億4590万3400円であることを前提として、国税通則法65条1項、2項に基づき、原告に対して賦課されるべき過少申告加算税を算出すると、別表5のとおり、7775万6000円となる。

本件加算税賦課決定処分は、原告に対して、上記同額の7775万6000円の過少申告加算税を賦課するものであるから、適法な処分である。

4 結論

以上のとおり、本件更正処分等はいずれも適法であり、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 梅村 明剛

裁判官 植田 智彦

裁判官 近藤 紗世

Aに係る損益計算書の概要

(単位：円)

	平成14年1月期	平成15年1月期	平成16年1月期	平成16年12月期
売上高	203,376,894	228,864,356	230,190,067	229,094,607
売上総利益	203,376,894	228,864,356	230,190,067	229,094,607
販売費及び 一般管理費	106,189,087	86,822,894	91,229,970	89,723,297
営業利益	97,187,807	142,041,462	138,960,097	139,371,310
営業外収益	9,146	1,832,318	1,206	396,223
営業外費用	6,902,698	4,282,191	6,000,000	5,490,410
経常利益	90,294,255	139,591,589	132,961,303	134,277,123
特別利益	0	3,390,111	16,101,029	26,718,481
特別損失	12,777,478	174,710	550,900,000	0
税引前当期純利益	77,516,777	142,806,990	—	160,995,604
税引前当期純損失	—	—	401,837,668	—
当期純利益	77,516,777	89,419,190	—	160,960,604
当期純損失	—	—	440,297,368	—

(注)「平成16年12月期」は、平成16年2月1日から平成16年12月31日までの11か月間の事業年度である。

Aに係る貸借対照表の内容

(単位：円)

		平成14年1月期	平成15年1月期	平成16年1月期	平成16年12月期
資産の部	現金・預金	51,414,578	186,944,888	56,482,850	162,865,120
	貸付金	—	—	—	36,638,443
	未収入金	69,000	—	4,339,755	13,331,695
	前払費用	—	—	—	120,960
	建物	389,667,159	372,057,503	355,210,880	351,823,579
	附属設備	54,425,385	46,696,985	40,066,018	34,697,176
	構築物	16,924,474	13,438,034	10,669,802	8,471,824
	什器備品	147,873	109,275	88,392	76,784
	土地	2,651,600,000	2,651,600,000	1,953,600,000	1,953,600,000
	建設仮勘定	—	—	—	—
	出資金	150,814,726	150,814,726	150,814,726	150,814,726
資産の部合計		3,315,063,195	3,421,661,411	2,571,272,423	2,712,440,307
負債の部	未払金	211,867,769	208,652,368	192,551,339	169,775,058
	前受金	16,833,489	17,116,789	15,011,567	1,491,468
	預り金	184,730	184,730	18,060	696,850
	未払費用	5,159,000	13,275,291	11,477,191	9,840,801
	社債	—	200,000,000	200,000,000	200,000,000
	長期借入金	2,574,245,235	2,403,324,351	2,033,673,182	2,055,489,342
	長期預り金	317,018,460	299,934,180	279,664,750	275,309,850
	短期借入金	—	—	—	—
負債の部合計		3,125,308,683	3,142,487,709	2,732,396,089	2,712,603,369
資本の部	資本金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
	当期末処分利益	179,754,512	269,173,702	—	—
	当期末処理損失	—	—	171,123,666	10,163,062
	資本の部合計		189,754,512	279,173,702	△161,123,666
負債資本の部合計		3,315,063,195	3,421,661,411	2,571,272,423	2,712,440,307

Bに係る損益計算書の概要

(単位：円)

	平成13年9月期	平成14年9月期	平成15年9月期	平成16年9月期
売上高	51,664,159	68,320,109	83,106,189	79,753,520
売上総利益	51,664,159	68,320,109	83,106,189	79,753,520
販売費及び 一般管理費	41,789,519	29,439,504	33,623,924	33,988,396
営業利益	9,874,640	38,880,605	49,482,265	45,765,124
営業外収益	1,954,007	4,471,913	134,019	8,314
営業外費用	101,202,545	0	178,781	250,017
経常利益	—	43,352,518	49,437,503	45,523,421
経常損失	89,373,898	—	—	—
税引前当期純利益	—	43,352,518	49,437,503	45,523,421
税引前当期純損失	89,373,898	—	—	—
当期純利益	—	43,352,518	49,367,503	41,553,921
当期純損失	89,373,898	—	—	—

Bに係る貸借対照表の内容

(単位：円)

		平成13年9月期	平成14年9月期	平成15年9月期	平成16年9月期
資産の部	現金・預金	13,276,454	34,462,163	18,912,108	80,547,361
	未収入金	67,000	—	—	—
	前払費用	—	—	387,054	702,314
	建物	169,039,304	160,925,038	270,831,439	259,601,491
	付属設備	21,958,484	18,298,590	44,450,649	37,769,905
	構築物	3,793,183	3,011,788	2,391,360	1,898,740
	一括償却資産	122,500	—	—	—
	土地	505,209,201	505,209,201	505,209,201	505,209,201
	出資金	100,800,000	100,800,000	100,800,000	100,800,000
	差入れ敷金	—	—	68,000	68,000
	水道工事分担金	—	—	1,288,219	1,050,394
資産の部合計		814,266,126	822,706,780	944,338,030	987,647,406
負債の部	未払金	35,857,010	5,502,100	1,989,300	2,254,000
	前受金	3,158,000	5,100,300	5,972,000	4,984,000
	預り金	39,000	9,000	9,000	12,000
	長期借入金	778,491,792	775,179,488	851,566,035	856,191,790
	長期預り金	32,818,650	30,861,700	30,580,000	29,630,000
	建設協力金	17,300,000	16,100,000	14,900,000	13,700,000
	負債の部合計	867,664,452	832,752,588	905,016,335	906,771,790
資本の部	資本金	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
	当期末処分利益	—	—	36,321,695	77,875,616
	当期末処理損失	56,398,326	13,045,808	—	—
	資本の部合計	△53,398,326	△10,045,808	39,321,695	80,875,616
負債資本の部合計		814,266,126	822,706,780	944,338,030	987,647,406

課税価格及び相続税の総額の計算明細表

(単位：円)

順号	摘要	相続人	原告
①	土地		779,350,620
②	家屋・構築物		27,278,922
③	事業用財産		2,498,163
④	有価証券		202,597,259
⑤	現金・預貯金等		3,999,554
⑥	家庭用財産		500,000
⑦	その他の財産		3,889,389,652
⑧	取得した財産の合計 (①～⑦の計)		4,905,614,170
⑨	債務及び葬式費用		45,826,182
⑩	課税価格 (⑧－⑨)		4,859,787,000
⑪	遺産に係る基礎控除額 (5000万円＋ (1000万円× 1人))		60,000,000
⑫	課税される遺産総額 (⑩－⑪)		4,799,787,000
⑬	相続税の総額の基となる税額の簡易な計算式		(⑫×50%－47,000,000)
⑭	相続税の総額の基となる税額 (⑬による算出額)		2,352,893,500
⑮	各人の相続税額 (⑭＋⑭×20/100)		2,823,472,200
⑯	納付すべき税額		2,823,472,200

(注) 1 ⑩欄は、1,000円未満の端数を切り捨てた金額である。

(注) 2 ⑭及び⑯欄は、100円未満の端数を切り捨てた金額である。

(注) 3 ⑬の計算式は、いわゆる「相続税の速算表」(次ページ参照)による計算式である
 (「相続税の速算表」については、相続税の申告書(甲第1号証)第2表参照)

<相続税の速算表による計算について>

相続税の総額の基となる税額は、相続税法16条に定める計算により算出される場所、同条の規定によれば、課税される遺産総額について、定められた金額の区分ごとに、それに対応する税率を乗じ、その合計額を算出するものとされている。

これを下の図でいうと、塗りつぶり部分を順次合計していくことになる。

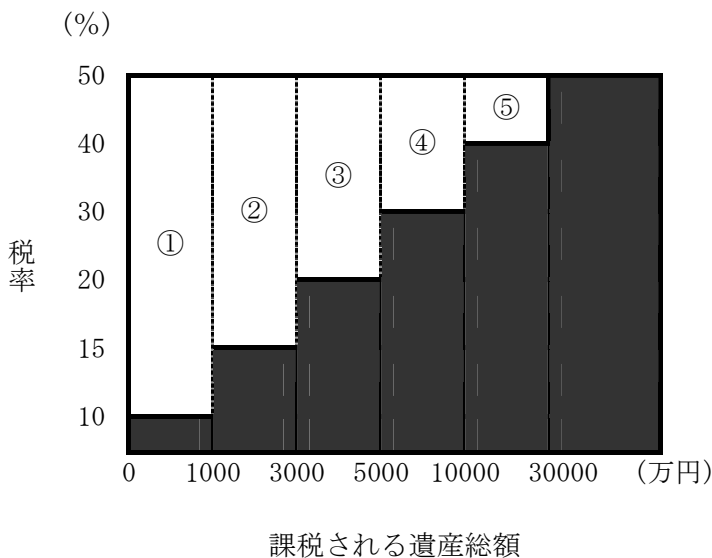
この点、相続税の速算表による計算は、課税される遺産総額に同金額に対応する税率を乗じた上で、その場合に過大に計上されることになる金額（あらかじめ計算されている。）を控除することによって同じ金額を導き出す方法である。

これを下の図でいうと、全体の太枠を算出した上で、左上の白い部分（①ないし⑤）を控除することになる。

本件では、課税される遺産総額（順号⑫）が「3億円を超える金額」であることから、相続税の速算表によれば、同金額に50%を乗じた上で、控除額4700万円を控除することになる。

なお、上記控除額4700万円は、以下の計算式により算出される。

① 1000万円	×	(50%－10%)	=	400万円	} 合計 4700万円
② (3000万円－1000万円)	×	(50%－15%)	=	700万円	
③ (5000万円－3000万円)	×	(50%－20%)	=	600万円	
④ (1億円－5000万円)	×	(50%－30%)	=	1000万円	
⑤ (3億円－1億円)	×	(50%－40%)	=	2000万円	



*塗りつぶし部分が、相続税の総額の基となる税額を表す。

過少申告加算税の計算明細表

(単位：円)

摘要	原告
① 当初申告における納付すべき税額 (答弁書別表「当初申告」欄の「納付すべき税額」欄)	2,045,903,400
② 本件更正処分による納付すべき相続税額 (答弁書別表「更正処分等」欄の「納付すべき税額」欄)	2,823,472,200
③ 加算税の基礎となる税額 (②－①)	777,568,800
④ 通常分の過少申告加算税の基礎となる税額 (③の1万円未満の端数を切り捨てた金額)	777,560,000
⑤ 通常分の過少申告加算税 (④×10%)	77,756,000
⑥ ①の金額と50万円とのいずれか多い金額	2,045,903,400
⑦ 加重される過少申告加算税の基礎となる税額 (1万円未満の端数を切り捨てた金額) (③－⑥)	0
⑧ 加重される過少申告加算税 (⑦×5%)	0
⑨ 過少申告加算税の金額 (⑤＋⑧)	77,756,000

(注) 1 「⑤ 通常分の過少申告加算税」とは、国税通則法65条1項の規定によるものであり、「⑧ 加重される過少申告加算税」とは、同条2項の規定によるものである。

(注) 2 ④欄及び⑦欄は、国税通則法118条3項に基づくものである。